

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)
午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長代理理事 青柳 一郎君
理事 丸山 直友君 理事 田中 元君
新井 京太君 寺島隆太郎君
堀川 恭平君 中川 俊思君
松井 豊吉君 松永 佛骨君
堤 ツルヨ君 松谷天光君
菊田アサノ君

出席政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
委員外の出席者
厚生事務官(大臣
官房総務課長) 小山進次郎君
専門員 引地亮太郎君

本日の会議に付した事件

厚生省設置法の一部を改正する法律案の修正に関する件

○青柳委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用でございまして、私がかつて委員長職務を代行いたしました。

現在、内閣委員会において審査中の、厚生省設置法の一部を改正する法律案について、まず政府側より法案の要旨の説明をお願いしたいと存じます。

○小山説明員 今回御審議を願つております厚生省設置法の一部を改正する法律案の概要について御説明を申し上げます。

今回の改正の第一点は、引揚援護庁

を廃止して、これを内局とすることとを御承知のように、現在の引揚援護庁は、昭和二十三年の五月に設置されまして、内部組織といたしましては、長官官房、援護局、復員局の構成を持つておりました。ところが、今回の改正におきましては、これを内局といたしまして、局長二名を置くということにいたしました。

改正の第二点は、現在厚生省の内部部局になつておりましたところの統計調査部、国立公園部及び環境衛生部を廃止することとあります。これらの部

は、いずれも国家行政組織法上は一年間だけ限り、具体的に申し上げますと、昨年の六月一日から今年の五月末日までということと設けられておるのであります。今回の行政機構改革の機会に、かかる過渡的組織を解消する

という考えのもとに、これらの三部を廃止することにしたわけでございまして、必ずしもこれらの部が、全然必要がないということよりも、むしろさうな過渡的な組織を、この際国家行政組織上からなくするという方針に基いて行われることになつたのであります。

ただいま申し上げましたように、これらの部の廃止が、いずれも一つの方針に基くものでありますので、これらの部で処理しておりました事務が一体的に、かつ能率的に行われますことを助けますために、特に統計調査部に属しておりました仕事を統轄する責任者として統計調査監を置き、国立公園

部で所管しておりました事務を統轄する者として国立公園監を置くという措置がとられておるのであります。環境衛生部につきましましては、これが公衆衛生局にありまして、これら事務をあげて公衆衛生局長をして直接に統轄させるということにいたしました。これといたしまして、この結果、機械的に申し上げますと、公衆衛生局長は十一課の事務を直接処理するということが相なるわけでございまして。

改正の第三点は、厚生省の地方支分部局でありますところの駐在防疫官事務所を廃止することといたしておることとあります。駐在防疫官事務所は、御承知のように、終戦直後、交通の不便であり、かつ通信も思うにまかせなかつた時代に、防疫官対策を能率的に行う必要上設けました組織であります。が、今日におきましては、通信も敏活に動きましますし、交通も容易に運ぶようになりまして、この際駐在防疫官事務所を廃止することが適當であるという考えに基いて行われるものでございまして、これは、ただいま申し上げましたような条件が備つておりますので、駐在防疫官事務所を廃止いたしました。また、防疫対策の実施には、いささかの支障もございません。

改正の第四点は、現在引揚援護庁という外局の地方支分部局になつております地方引揚援護局、復員連絡局、地方復員業務処理部を、それ、厚生省の地方支分部局にするということとあります。これは引揚援護庁を廃止して

厚生省の内局にいたしまする当然の帰結でございまして。

改正の第五点は、引揚援護庁を内局といたしまして、その組織の一部を整理するため、現在引揚援護庁で行つておりました仕事のうち、現業的色彩の強い仕事は、これを引揚援護局という内部部局で直接に処理するということとせず、附屬機関で処理するということにいたしました。援護局の一部に含まれております横濱援護所の事務、及び復員局の事務の一部に、含まれております留守業務部の事務を、それ、援護所及び留守業務部という附屬機関を設けて、これを処理することにした次第でございまして。

以上申し上げました五点が、今回の改正の要点でございまして。

○青柳委員長代理 本件につきまして、御発言はございませんか。

○丸山委員 このたびの政府が考えております行政機構を簡素化するという精神は、私も全面的にこれを支持するものでございまして、しかし、その結果事務に支障を生じましたり、あるいは遅滞を生じたりするようないことが起りますことは、これは国民として熱心することのできないことも考えられますので、そういう意味でお伺ひしたいのでございまして。

御承知のように、先般戦傷病者並びに戦没者遺家族等の援護法が通過いたしました。これに關しまするあとの処理、すなわちこれらの者の権利の裁定

事務あるいはその他の事務は、非常に複雑するものと、私どもとしては考えられるのであります。この複雑な事務を早急に処理するために、この際急いで引揚援護庁を内局にするというふうな編成がえをするということが、はたしてこの事務を完全にさばくのに、支障を生じないかどうかという点に對して、私どもは多少の心配を持つておるのであります。この点に關して、政府はどういうふうにお考えになりますか、なるべくならば、私どもは政府のこの方針を支持したいと考へますので、しばらくこの事務の処理の終るまでというふうな期間、すなわち本年度内というふうな期間、これをいじりたくないような気分を持つて、私どもは考へておるのであります。これに對して政府の所見を承りたいと思ひます。

○松野(續)政府委員 引揚援護庁は、御承知のように遺家族、戦傷病者の援護法案が予定よりもやや遅れて成立しまして、ことに相当大なる修正も出ましまして、政府が提案した法案よりも大分かわつて通過しましたので、当然これによつて行つた行政措置も、実は法案が通過してから新しく準備するといふものも相当出て来ましたが、何といひしても、今まで前例のないことであります。相当推定的な数字を基礎とした部分もありますので、ただちにできるかできないかと言われれば、現在の機構でできないことはございせん、もちろん最善の努力をいたします。

かし、法案の通過の遅れたこと、修正点が相当大なるものでありますから、万全を期してやるつもりでありますけれども、相当事務も予想以上に輻濫することは間違いないのではないかと考えております。

○丸山委員 責任の地位にある方としては、一応努力してやりたいというふうに御答弁にならなくちやならぬことであらうと、私もとしては想像できるものであるが、しかし、事実上事務の処理において困難を生ずるものと考えられますので、私も委員会として、何らかこれに関する意思表示をしたいと考えておるのであります。

次に、医務局の問題であります。医務局が所管しております事務は、公衆衛生と医務と業務、これら三局の接軸の中心となるものであつて、日本の医療行政の中心になる部門であります。従つて、この所管しております事務は、単に事務的な考え方でなく、法的、法制的な考え方でなく、医師であるところの知識も必要であると考えられる。これらの技術と事務と両方の面を調整するためには、とうてい一人の局長をもつてこれをさばき切るというところは困難であると考えられるのであります。その所管事務の非常に多岐多様にわたつておるといふ点と、広汎であるという点と、それに統轄しておりますものが非常にたくさんありまして、たとえば国立療養所、国立病院、その他たくさんあるものがあつて、これらの事務を処理する上において、やはり局長が必要であるというふうな私どもとしては考えられるのであります。これを廃止するといふように原案はなつておるのであります。

これを廃止することによつて、事務の処理に困難を感じられることがないかどうか。私もとしては、困難を感じられるものであるように想像できるものであります。その点に対する御所見を承つておきたいと思ひます。

○松野（朝）政府委員 お説のように、ことに丸山委員は、その方面の長年の御経験で、よく御承知と思ひますが、現在の国立療養所、国立病院につきましては、大規模職員として三万人ぐらゐの勤務員を有しておる大なるものであります。ことに厚生省としての一番中軸的な局でありますし、現在医務局長が遊んでおるわけじゃありませんで、実は現在でも非常に忙殺されておる、ことに本年は国立病院地方移管の問題だけでも、各委員諸君から御質問を受けて、日夜奮闘しておる現状で、全然私の方でいらないという意味の行政機構ではなしに、内閣の方針に合せ、厚生省としての一応の案を立てたもので、これでやれるかと言われまして、もちろん私も提案しました者としては、やるように最大な努力をし、万遺憾なきを期しております。このことは、医務局長が全然いらないのだといふこともございせん。ことに長い間の御経験のある丸山さんのことですから、医務局長については相当なる御関心をお持ちのようでございますが、やれるかやれぬかと言われれば、政府としては、責任を持つてやう。医務局長が在るに相応しいかと言われれば、それは現在相当仕事に混雑しておる。こういうふうなわけでありませう。

○丸山委員 御答弁を承つておられますと、政府の責任のある位置におられる方ですから、そういうふうに御答弁せざるを得ないものと、私もそのお立場は了解するのであります。しかし、実際私どもが、今まで長い間厚生行政を見て参りまして、これに対しては無理があるように感じられます。委員長におきましては、本日われ／＼の意思を内閣委員会の方に通じますように、適当な御処理を願ひたいと思ひます。

○堤委員 ただいまの丸山委員の御質問に対して、なるほど厚生省の政務次官としては、そういう御答弁は無理からぬことと思ひますが、おそらくこの問題に對しては、こうした政務次官の立場におられる方よりも、日常机の上で仕事をなさつておられる方に、はたしてこの行政改革に伴うところのこの変更によつて、たとへて言えば、遺家族援護が実際にし得られるかどうかというふうな面、それから今の医務局長の問題でも、これはほんとうに机上で仕事をしつゝいふ方の方に御答弁をお伺いしないか、政務次官としては、何とかやりたいという御希望以外に御答弁はできないのではないかと思ひます。私にはむしろ、たとえば援護庁の長官であるとか、医務局においで、今後局長がなくなつてからおやりになる方か、そういう人たちに來ていただいて、つづきに今後するであろうところの予想などを承つて、しかる後に、委員会としての意思表示をしなければ、何にもならないと思ひますので、ただいま丸山委員は何だか御納得になつたようですけれども、私たちがとしては、ここでこの形において質問を終るということはどうかと思ひるので

す。他の委員にお諮りになりまして、援護庁自体、医務局自体に來てもらつて、御答弁なり、詳しいことを承りたと思ひます。もちろん大臣だとか、上の方がございますから、うつかり官像が答へたら首になるというふうな御心配があつて、虚心坦懐にお答へになれないだらうかと思ひます。けれども、それはいすの問題でなしに、いかに大衆を擁護して行くかという大衆の立場に立つての問題でありますから、ここで正しい理論がお互いに闘わされることが国会の当然のあり方だと考えますので、委員長におかれては、この問題については慎重に取扱われて、参事として政府側から御出席になる方を選考し直していただきたい、こういうふうな提案いたします。

○丸山委員 ただいまの堤委員の御発言、非常にごまつもののように感ずるのでございますが、実はこういうことは、私もにはわかり切つたことなんでありまして、当然必要であるといふに感ずるのであります。これに對しておられる方があれば、実情を調査してといふこともありますが、ほとんどこれは輿論として盛り上げて行つてさしつかえないものじやないかと私も考へる。そういうふうな末端の人たちをつるし上げるような形で無理な答弁を求めるといふようなことに日を送るよりは、厚生委員会としての意思が決定する以上は、すみやかにこれを決定すべきだと思ひます。しかも一方においては、厚生省設置法というものが、もう内閣委員会にかかつておつて、本日のうちにも決まらるやうな場面に差迫つておるのでありますから、そ

の意味において、早急に厚生委員会の意思をとりまとめ、委員長から内閣委員会の方に通ずるようになつていただきたい。これが私の希望であります。

○青柳委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○青柳委員長代理 速記を始めてください。

他に御発言はありませんか。

○荻田委員 引揚援護庁のことについても、さらに一、二お伺ひしたいのですが、これは援護庁を内局として移されることになるのですか。従来の構成の長官官房と復興局と援護局と、この三つの局は、やはり内局の中にそのまゝの形で引継がれるのですかどうですか。こういうことによつて、人員の整理というふうなことは、どういふふうな考へておられるか、その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○小山説明員 引揚援護庁は、先ほど申し上げましたように内局になるわけでございます。従つて、長官官房の援護局と復興局がなくなりまして、全部これが引揚援護局という一つの局の内部の課になるわけです。先ほど申しましたように、今内局と課との中間的の單位としての部というものは廃止されることになつておりますから、現在引揚援護庁の中にあります資料整理部、経理部、法務調査部、復興業務部、第二復興局業務処理部といったような部が、一切廃止されて課になります。内部組織は非常に複雑するといひますか、そういうことはあり得るわけでありませう。

○荻田委員 課は一課ですか、それと

よつて、統計活動が十分になされてお
るというならば、非常にこの点推奨し
ていいと思う。もしきよう引揚援護庁
とかあるいは医務局について要望をす
るならば、その要望の中に、この統計
調査部も同じように存続したいという

ことを、委員会の意見として加えてもらいたいと思うのです。そういうように、いろ／＼外からいじくりまわされて、結局統計調査部というものがほんとうに科学的な仕事をしても、実際さぐ外に目に見えて来ないし、あるいはじやまになることもあるかもしれないが、そういうものをだん／＼片すみに追いやるといふやり方は、どうも私どもとしては不安だし、反対するわけですね。これも必要だから、要望したいと思ひます。他の皆さん方の御意見も、この点について伺いたいと思ひます。

それから、綴務課長に私がお尋ねしたいことは、統計調査監と部長の権限に關して、どういうふうに違ふか、全然同じか、この点もひとつお聞きしたいと思ふのです。

○小山説明員　実質的な権限は、まづたゞく同じであります。この改正案におおきましても、統計調査監は、命を受けて、これ／＼の事務を掌理するといふ規定が置かれております。従つて、ただだけの範圍の事務を掌理するといふことがはつきりしておりますから、実質的には、権限の内容及び強さは同じであります。

○荻田委員 次に私は、駐在防疫官事務所の廃止のことについてお聞きしたいのです。これは従来どういう場所
に、どの程度の数が置かれておつて、これが今度全然廃止されるのかということをお聞きしたいのです。

○小山説明員 従来は、全国八地区の——普通幹事県といつておりますが、東北地方で申しますと宮城県とか、関東地方では東京都とか、そういうたゞ漢字の方がありますが、そこに置かれますして、全国を道じまして三十一人ばかり

り置かれております。

○**田辺委員** その八地区の三十一人の人は、厚生省から地方駐在官となつて、今まで交通も不便であつた、通信なんかもあまり自由に行かないところから單身出かけて行つて、直接調査したり、防疫上の指導をしたりするといふような仕事をしておられたわけですか。

○小山説明員 直接みずから調査する
というより、その方の仕事は、各都道
府県におります防疫官吏というものが
やるわけですが、各府県相互の
応援とか、あるいは協力ということの
あつせん、指示というようなことをし
たわけであります。従つて三十一名の
うち、大部分は相当年功を経た職歴の
高い人たちがなつておつたわけであり
ます。

○**田委員**　そうしますと、單に交通が不便だとか、通信が不便だとかいうような、僻地とかなんとかいうことを私は考えておつたのですが、厚生省の連絡地方防役駐在官として、各府県の連絡にも當つたり、あるいは救急なんかの場合の仕事に直接その人が専心ぶつたつたりというようなことができた

すれば、そういう地方に起つた防疫上の問題を処理するのには、この人たちがいなくなるといふことは、やはりいろいろ事務を促進したりすることの上において、落度になるんじゃないかという点とも考えられるのですが、そういう点どうですか。特に昨日あたりの新聞を見ましても、日本では現在伝染病の流行というようなことが、一方でほとんど／＼解決されているのですが、赤痢などは非常にその反対の面が出ておられますし、昨年などは五百人に一人の

保菌者だといっていたのが、今年は百人に一人の保菌者があるというので、東京都あたりでも、あらためて予防対策を講じなければならぬといっている。これは東京ばかりではなく、全国的な問題だと思います。そういう際、これを廃止するというのはなくて、むしろ人手を増強しなければならぬというように、私ども單純に考えますのが、この点どうですか。

○小山説明員 これは私が裏のことをあわせて御説明しなかつたので、非常に手落ちだつたと思いますが、これは組織としての駐在防疫官事務所を廃止するだけでありまして、従来駐在防疫

○松谷委員 私は環境衛生部のことに
官事務所で働いておつた人を全部東京
に集めるわけであります。そうして一
体的に運用して、必要な場合には、ば
つと従来よりもつと増強した人間を派
遣する。これがすぐ電話で連絡できる
ようになったことと、遠くの場合 飛
行機で出かけることができるようになる
ので、その方がより効果的に
できる、そういうことでございます。

ついで、ちよつとお伺いしたいと思ひます。この環境衛生部を廃止するということも、おそらく先ほどの総務課長のお話によりますと、この際部をなくするという建前からだけ、ここに出て来たものと解釈いたしますが、さようでございますか。他に特に環境衛生部を廃止するという理由がございます

したら、お伺いしたいと思います。
○小山説明員 おつしやつた通りの理
由でございます。
○松谷委員 先ほど統計調査部につい
て、菊田委員からるる述べられており
ましたように、この環境衛生部におい

でも、また私は同じような意味のこと
が、いえると思うのでございます。ことと
に環境衛生につきましては、まず／＼
公衆衛生の面において、私どもが最も
進歩した衛生状態に保持されなければ、
文化国家とは言いかねると思いま
すが、そういう点、総務課長は十二分
に御承知であり、またその御意見だろ
うと思いますが、この環境衛生部を廃
止することによつて、従来の環境衛生
部においてなされておつたその内容
に、いささかでも変化がございましょ
うか、あるいは従来通り行われること
になりましかうか、その点伺つておき
たいと思います。

○小山説明員 先ほど申し上げました統計調査部なり国立公園部は、御承知のように大臣官房にありますので、次官の統轄下にありますので、次官がこれらの部に所属しておりました課を直接指揮監督することが、いろ／＼な点から見て不都合が多いので、統計調査監なり国立公園監を置くということが承認されたのであります。環境衛生部の方は、公衆衛生局の中にありますので

で、環境衛生部を廃止した後の課は、直接局長が指揮監督をするということにすれば、できないことはないという考えから、ほかの統計調査部あるいは国立公園の場合と違って、この場合、環境衛生部廃止に対応した措置は、特に考えられていないわけにあります。それで問題は、その結果、日本の環境

衛生行政の推進の上に、何か支障になることはないかというお尋ねであります。一般論から申しまして、環境衛生という仕事は、ほうつておけば、幾らでもほうつておける、という少し言い過ぎであります。手を抜けば抜

ぬことではないような感じの行政であります。従つて、だれか絶えずそういうことに注意を向ける人間があつて、むしろ積極的に問題を見つけ出して行くということでない、進みがたいといふことはいえるだらうと思います。この点は、たとえば伝染病というようなものは、いくらほうづておこうとしても、出て来ればほうづておけないといふ意味で、だれがやつても同じであります。環境衛生の方は、そういうわけに参らぬという特性があると思ひます。従つて、支障があるかないかといふような議論とは別たしまして、壓止することが日本の環境衛生行政を推

進する上に非常に貢献するかという
と、おそらくそれは逆だというように
申し上げざるを得ないのであります。
○松谷委員　けつこうな御答弁をいた
だいたと喜んでおりますが、私も総務
課長さんのお考えになる通り、機構改
革を政府がなさるということならば、
どうもこれはむしろ逆じゃないかと思
います。少くとも独立ができるなどと
いう時期に、少くもこの環境衛生部

が、公衆衛生局の中でほうつておけば、幾らでもほうつておける問題ではあるが、ここに一つ注意を向けて、より衛生的な文化国家を建てようというののが私は当然のことであろうと思うのであるが、その逆を行っている、これは終戦後公衆衛生の面について、私は二度目の縮小であると記憶している。

たします。現在の公衆衛生局になります。す前の機構改革の際にも、私どもは、反対しながら、遂に公衆衛生局ということで、私どもあの二つの局が一つに合併されたという記憶を今思い出すのでありますが、今またこの重要な、し

かも従来の二つの局をになつてゐる公衆衛生局、そしてまた、今総務課長が言われたように、重要な、目に見えないけれども疾病の予防に特に当らなければならぬ、あるいは直接国民生活の衛生に重要な部署を占めてゐる環境衛生部を廃止するというようなことは、私はまったく時代逆行した、これは改革とかいう言葉では言い表せないものだと思ひます。先ほど田田委員のお話もございまして、統計調査部についても、存置方を要望したいというお話がありましたが、この環境衛生部についても、あえてここに政府はこれを廃止する必要があるのではないのか。廃止することによつて、かりに政府のいわれる立場に立つてみたとしても、どれだけの予算的な余裕がこれで生じて来るのか、一体予算的に見た改革の理由があるのかどうか、その点を伺つてみたいと思ひます。

○小山説明員 予算的には、先ほど申し上げましたように、今回の行政改革の結果、引揚援護庁において一名、医務局長一名、公衆衛生局環境衛生部長一名、三名の人員費が減るということでございます。

○松谷委員 お話のような三名の予算が浮くというだけならば、ひとつこの際、大世帯を張つておられる内閣は、それほどこちなことをなさらないで、やはりよい行政が行われるように、ことに厚生面においては、足りない予算をやつとやりくりしてやつてゐるというときですから、重要なこの部署を持つその部を削るという必要は、私はさらになんとも思ひますし、厚生省側も、私は同意見のようにお見受けいたしますので、こういう点も、さ

らに加えて主張したいと思ひます。

それから、これは委員長にお願ひでございますが、先ほど回覧させていたいただきました内閣委員会への申入れの文書の件につきまして、その中にございまして引揚援護庁の廃止を来年四月までこれを延期するという希望の、その時期の問題でございまして、これをひとつ委員長は、再度委員の方々にお諮りいただきたいと思ひます。私は先ほど政務次官のお話のように、相当事務は削減する、これは私もしろうとが考えまして想像できることで、実際事務に携わられる方々の立場になれば、その事務の削減は、私どもが想像する以上のものがあるだらうと思ひます。そういう重要な事務に携わられてゐるこの引揚援護庁は、来年四月というのを区切らないで、もう少しこれは廃止をさらに延期することにいたしたいものと思ひますので、他の委員の方々の御意見も伺つていただきたいと思ひます。

○丸山委員 ただいまの松谷委員の御意見、非常にごもつとものように考えられますが、私先ほど発言いたしました引揚援護庁をこの年度内、来年四月に至るまでということをやつと申し上げた理由は、先般も小委員会あるいは委員会等におきまして、引揚援護問題、あるいは遺家族援護に関する件等々を討議いたしました。それから得たわれ／＼の知識によりまして、大体において公債の交付は本年八月に行われる、その後の遺家族の権利の裁定等は、ほぼ本年度内において完了するだらうというところであります。ただ、今後残される問題は、非常に複雑になりまして、裁判を必要とするような事件

も起つて来るかもしれないので、若干そういう事務が残るのじやないかと思ふのでありますが、そういうものは、どちらかというと、全体の遺家族等の数から見れば、比較的少数であつて、しかもむずかしいことはむずかしいが、それは裁判を要するようなものではないと思ひますし、直接厚生省の仕事としては、確定した者に対して支給するというようなことが行われると思ひます。実際の事務処理は、大体この十二月までに仕事を終るのじやないかという見通しを持ちましたので、私がかつてに来年三月までということをお願い上げた理由は、そこにあつたのであります。おそろくその線のできるのじやないかと思ひます。私の申し上げた理由は、そういうわけでありまして。

それから、環境衛生部の問題に私が触れなかつたのは、環境衛生部については、先ほど御答弁がありましたように、動かだ動く、動かなければ動かないものであるということでございます。したが、要するにこれは人の問題であると思ひます。その人を得るかいなにかによつて、その運営がうまく行くか行かぬかということ、機構の問題よりその人を得るということだらうと思ひます。従つて、その意味において、私は組織を変更するということに對しては、大して怪しなものでありまして、あま／＼政府の代弁をいたしたいとは思ひませんが、行政機構改革というものは、常に摩擦を生ずるのが今までの例で、完全に成功した例は、ないといわれておるのではありません。大体人員の整理の場合、下級官吏を整理するより、上級官吏を整理する方が、私は正

しいと思ひます。そういう意味において、局長、部長というような方面、大きな頭の方を整理して、末端人員を整理することは望ましくないという、これが私の信念でございます。そういう意味から、こういうように二人か三人でも、各省で減らして行つたならば、やはりその目的を達するのじやないかというふうな考えから、これに触れなかつたのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○青柳委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○青柳委員長代理 速記を始めて。

○田田委員 ただいま総務課長は、今度の行政機構の改革によつて厚生省で出血するのは、頭株の三人だというお話を伺つたのですが、それは今年に予算定員がきまつておつて、それについての予算がきまつてゐるのであります。これは、おそろく将来の見通しから考へれば、今の環境衛生部にしても、統計調査部にしても、引揚援護庁にしても、そこはそのままで行くという方針ではないと思ひます。やはりこれは、今年にこれだけ置くが、来年からの予算などにもこれは関係して来るのじやないかと考えますが、その点、率直にいつて、どう考えたいらつしやいますか。

○小山説明員 その点は私どもとしては、全然今回の行政改革で手を触れられなかつたほかの部局と、まつたく同様だと考えております。従つて、ほかの部局についても、方針として、今後それだけの事務をこなすのに、現在の人間が最大限度努めて、もつと能率的にやつて行くことが望ましいというの

が、今のところ国民の戸になつておるようでありまして、これは行政庁側としても、つとめて少い人員で同じだけの仕事をやつて行けるようにしたいという考えでやつておるわけでありまして、そういう意味において、まつたく同じ問題だと考えております。特に今回触れられることになつた部局だけがしぼられるということは、ないはずだと考えております。

○青柳委員長代理 ちよつと速記を始めて。

〔速記中止〕

○青柳委員長代理 速記を始めて。

それでは、本法案についての内閣委員会に対する申入れの件についてお諮りいたします。本法案は、内閣委員会に付託され、審査中のものであります。が、当委員会と密接な関係にあるのとめて内閣委員会に申入れたいと存じます。つきましては、その文案を委員長におまかせ願ひたいと存じます。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○青柳委員長代理 異議なしと認め、そのように決めます。

本日はこの程度で散会いたします。次回は公報でお知らせいたします。

午後零時五十四分散会

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所